

「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会 ワーキンググループ」 開催要綱

1 目的

本会合は、「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会（以下「懇談会」という。）の下に開催されるワーキンググループとして、「ポストコロナ」の時代におけるデジタル活用に関し、新たな日常の確立と経済再生・地域活性化の実現の観点から、中長期的な展望を視野に入れつつ、専門的に検討を行うことを目的とする。

2 名称

本会合は、「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

次の事項に関する専門的検討を行う。

- (1) 全ての国民によるデジタル利用環境の整備方策
- (2) 経済再生・地域活性化の実現に資するデータ活用の推進方策
- (3) 「新たな日常」を支える情報通信基盤整備の推進方策
- (4) その他「ポストコロナ」の時代におけるデジタル活用に関する事項

4 構成及び運営

- (1) 本会合の主査は、懇談会の座長が指名する。本会合の構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は本会合を招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査は、必要に応じて、必要と認める者を本会合の構成員又はオブザーバーとして追加することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本会合を招集し、主宰する。
- (7) その他、本会合の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本会合は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

(2) 本会合で使用した資料及び議事概要は、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

6 その他

本会合の庶務は、総務省情報流通行政局情報通信政策課が行うものとする。

以上